

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

奈良県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 現況

本県では、恵まれた気象条件や高い土地生産力を生かして、古くから農業が発達してきた。京阪神大消費地への至近性を生かしながら高度な栽培技術を駆使した農業が行われており、県勢の発展にとって重要な役割を担っている。

一方で、担い手農家の高齢化や過疎化が進み、耕作放棄地の増加が懸念されるとともに、大和平野周辺の丘陵地域や中山間地域では有害鳥獣による農産物被害が深刻化しており、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能の発揮が難しくなっている。

これらを維持・発揮していくためには、農業者、地域住民、関係団体等の協力体制を整備し、地域ぐるみでの地域資源の保全管理活動、条件不利地の格差解消、環境保全の取組等を支援することにより、担い手の負担軽減等を図る必要がある。

(1) 大和平野地域

本地域は、奈良盆地とこれを取り巻く丘陵地から構成され、平坦な奈良盆地と金剛・生駒山系の西部山麓地域、大和高原の北辺に当たる東部山麓地域に区分される。

奈良盆地では、水稻や麦の集落営農組織による栽培のほか、都市近郊の利点を活かしたイチゴやトマト等の野菜や花きなどの土地生産性の高い労働集約的農業が行われている。また、環境保全型農業として、交信攪乱剤やバンカー植物、カバークロープに取り組む産地もある。

西部山麓地域では、県営農地造成団地を中心に、小ギク、バラ、ブドウなどの産地が形成されているとともに、一部地域で有機栽培の取組も見られる。

東部山麓地域では、国営農地造成団地を中心に茶の産地が形成されおり、経営規模の拡大が図られている。また、有機栽培の取組も広がりつつある。水田では県営ほ場整備等による区画整理が行われ、集落営農が取り組まれ、農地の効率的利用が進んでいる。また、バンカー植物の導入についても取り組まれているところもある。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、耕作放棄地が増加している状況である。

(2) 大和高原地域

本地域では、大和高原及び宇陀山地の標高300～500mの地域で、国営農地造成団地を中心に、茶、ダリアの切り花や球根等の花き、ハウレンソウ等軟弱野菜、黒大豆、植木、畜産等により土地利用が図られ、農道の整備などにより流通面の改善が進んでいる。また、県内でも有機農業の盛んな地域で、軟弱野菜を中心に取組が増加している。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、耕作放棄地が増加している状況である。

(3) 五條・吉野地域

本地帯は、面積では県の64%を占め、吉野川沿いの北部地域と大部分が山岳地帯である南部地域に区分される。

北部地域は、国営農地造成団地を中心に全国でも有数のカキ産地を形成しているほか、ウメ、ナシなどの大規模な果樹産地が形成されており、地域によっては交信攪乱剤や有機農業の取組が広がりつつある。また、トマト、ナス等の野菜、畜産、花き等による労働集約的農業が展開されている他、薬用作物や促成わらび等の特産野菜の栽培も取り組まれ、地域によってはバンカー植物の取組も見られる。

南部地域では、農地が少ない中、薬用作物や特産野菜等が栽培されている。

2 目標

前記の課題を解決するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法律」という）第3条第3項各号に掲げる多面的機能発揮促進事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、担い手の確保や担い手への農地集積を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法律第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

- 1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上や土地の地番で、その範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法律第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上や土地の地番で、その区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。例えば、農業者団体等の取組を促進する観点からの推進組織の活用等について記載することが考えられる。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価

本法律に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うための第三者機関を設置する。

2 県内における推進体制の整備

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このためには、県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備する。

3 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間での情報共有や定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携の推進に努めるものとする。